

那覇市住民主体通所型サービス補助金交付要綱 (通所型サービス・活動 B)

(令和 7 年 2 月 21 日福祉部長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 7 条別表 1 に規定する通所型サービス・活動 B（那覇市住民主体通所型サービス）（以下「サービス」という。）を実施するボランティア団体等に対して、その活動を支援するために予算の範囲内において補助金を交付することについて、那覇市補助金等交付規則（昭和 52 年那覇市規則第 34 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業は、サービスを実施し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) おおむね週 1 回以上かつ 1 回開催あたり 2 時間以上の活動であること。
- (2) 活動場所が那覇市内であること。
- (3) 運動や講座等の介護予防に資する内容であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する活動を含む事業は、補助の対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治又は宗教に関係するもの

(補助対象団体)

第 3 条 補助対象団体は、住民主体通所型サービスを行う団体（以下「実施団体」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 団体の構成員が 2 名以上であること
- (2) 市税等を完納していること（法人の場合に限る）
- (3) 1 回開催あたり居宅要支援被保険者及び事業対象者（介護保険法施行規則第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）に定める基準（基本チェックリスト）に該当する第 1 号被保険者を 3 名以上受入れ出来る体制が整っていること
- (4) その他市長が必要と認める条件を満たすこと

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、事業の運営に要する経費のうち、別表 1 に掲げるものとする。ただし、市長が必要と認める経費については、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象としない。

- (1) 飲食等にかかる食糧費
- (2) 大規模修繕にかかる工事費
- (3) 自動車や不動産等の取得
- (4) 他の補助制度により、すでに補助を受けている経費

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とし、1会計年度の上限額は、月額 41,000 円、年額 492,000 円とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体は、市長の定める日までに「那覇市住民主体通所型サービス補助金交付申請書(様式1)」のほか、次の書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の当該年度事業計画書
- (2) 団体の当該年度収支予算(見込)書
- (3) 団体の前年度収支予算決算書
- (4) 団体の定款又は会則
- (5) 市税等完納証明書(法人に限る)

(審査及び交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、これを審査し、補助金の交付を決定したときは、速やかに、「那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通知書(様式2)」により、申請者に通知するものとする。

(変更の承認申請)

第8条 補助金の交付決定の通知を受けた実施団体は補助金の交付決定後生じた事情の変更により申請内容を変更して補助事業を実施するときは、「那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書(様式3)」を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の合計の100分の30を超えない範囲の経費配分の変更については、この限りではない。

(中止または廃止の承認申請)

第9条 実施団体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、「那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止(廃止)承認申請書(様式4)」を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し)

第 10 条 市長は、補助金の交付を決定した事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、この要綱、那覇市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金に関する申請、報告又は事業の実施等について不正な行為があったとき。
- (4) その他補助金の使用が不適当と認められるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金等の交付の決定を取り消したときは、実施団体に対し、その旨を通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 実施団体は、補助事業を完了し、又は廃止したときは、その日から起算して 30 日を経過する日又は補助金の交付決定のあった会計年度の 3 月 20 日のいずれか早い期日までに、「那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書(様式 5)」を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第 12 条 市長は、前条の規定に提出された実績報告書を審査し、その報告に係る交付対象事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに「那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定通知書(様式 6)」を実施団体等へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助金交付額確定通知書を受けた実施団体は、「那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書(様式 7)」を市長へ提出するものとする。

(補助金の概算交付)

第 14 条 実施団体は、補助金の概算交付を受けようとするときは、「那覇市住民主体通所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書(様式 8)」を市長に提出しなければならない。その際、1 回の交付限度額は交付決定額の 5 割までとして、2 回に分けて交付決定額の 9 割までを概算請求することができるものとする。

(補助金の精算)

第 15 条 市長は、第 14 条の規定により事前に概算交付した当該事業について第 12 条の規定による補助金等の額を確定したときは、速やかに精算を行い、不足額を交付し、又は剰余金額の返納を期限を定めて命ずるものとする。

(帳簿等の整理及び保存)

第 16 条 実施団体は、補助事業の実施状況及び補助事業に係る経費の収支に係る状況を明らかにするために必要な帳簿及び証拠書類を備え、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(使用する様式)

第 17 条 使用する様式は次のとおりとする。

- (1) 那覇市住民主体通所型サービス補助金交付申請書(様式 1)
- (2) 那覇市住民主体通所型サービス補助金交付決定通知書(様式 2)
- (3) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業変更承認申請書(様式 3)
- (4) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業中止(廃止)承認申請書(様式 4)
- (5) 那覇市住民主体通所型サービス補助事業実績報告書(様式 5)
- (6) 那覇市住民主体通所型サービス補助金交付額確定通知書(様式 6)
- (7) 那覇市住民主体通所型サービス補助金請求書(様式 7)
- (8) 那覇市住民主体通所型サービス補助金概算交付申請書兼請求書(様式 8)

(委任)

第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関しその他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 27 日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前になされた第 6 条に基づく補助金の交付申請に係る第 1 号様式別紙 2 については、改正後の様式によりなされたものとみなす。

付 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行以前に交付決定された補助対象事業に係る規定については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

交付の対象となる経費区分	
経費	内容
サービス利用調整に係る人件費	事業対象者のサービス利用に係るケアプランナーとの調整、参加受付及び利用者情報の管理等を行う人員に係る人件費
報償費（講師謝礼金）	住民リーダーの育成または補助対象事業の継続運営の支援等を目的として体操等の介護予防に資する講座を提供した外部講師にかかる謝礼金。ただし、団体構成員に対する講師謝礼金を除く。
会場使用料及び賃借料	事業を実施する施設使用料及び賃借料（水光熱費含む）。ただし、自己の生計のための住居に係る賃借料を除く。
物品購入費	事業の運営に必要な物品購入費。
通信運搬費	事業の運営に必要な通信費、郵便料
印刷製本費	事業の運営に必要な印刷製本費
保険料	事業実施に係る保険料